

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	平成 29 年 3 月 27 日（月）午前 10 時 00 分から午前 11 時 20 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 地下会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、村田委員、足立委員（◎委員長） （事務局）総務課法務行政係 吉田係長、豊倉 （説明員）松山職員課長、若山職員課長補佐 （出席者）山口環境・エネルギー政策推進課担当監
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TFL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 平成 28 年度の職員の不利益処分の報告について
2. 職員団体の登録事項に関することについて
3. 公平委員会規則の改正について
4. 職員相談員の指名について
5. 平成 29 年度各研究会日程について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 平成 29 年 3 月 27 日 午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分
- ・開催場所 松阪市役所地下会議室
- ・出席委員 川端委員長、村田委員、足立委員
- ・出席職員 松山職員課長、若山職員課長補佐、山口環境・エネルギー政策推進課担当監
- ・事務局職員 吉田書記、豊倉書記

【事務局】

本日はお忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただき誠にありがとうございます。委員会の開催に先立ちまして、事務局からご報告がございます。

<事務局報告>

それでは、委員会を行うにあたりまして、委員の皆様の机に本日の資料をお配りしております。まず、本日の委員会の事項書が 1 枚、議事にかかる資料で 65 ページ構成のものが 1 部、職員課からの資料が 1 枚、計 3 種類の資料をお配りしております。ご確認ください。

では、議事の進行につきましては川端委員長さんをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【委員長】

本日は皆様お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第 4 条第 2 項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題 1 平成 28 年度の職員の不利益処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

お手元の資料も見ながらお願いします。今年度の不利益処分につきましては、環境生活部の課長級の職員 55 歳男性を平成 28 年 12 月 27 日付で地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき停職 3 か月の処分をしています。事件概要ですが、部下職員の意に反して食事の誘いや交際を求めるととられる言動を繰り返し、相手に強度の心的ストレスを与え、結果として当該職員の就業環境を害したこと。セクシャルハラスメント。それとは別途職務上の地位など職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる言動により、職員に

強度の心的ストレスを与え結果として当該職員の就業環境を害したと認められること。パワーハラスメント。この2点から停職3か月の処分をしたところでございます。

同時に地方公務員法第28条第1条第3号に基づき、分限降任処分も併せて行いました。元は課長級の職員ですので、主幹級に1つ階級を落とし、当該職員には警告書という形で、再び同じ行為を行った場合は分限処分や分限免職の場合も有り得るといふ警告をしております。

なお、当該職員の直属の上司である部長級の職員58歳についても管理監督責任という観点から戒告処分ということも行いました。また、既に報道等もされていますが市長及び副市長についても直接処分には関係は無いという形ですが、この一連の処分の責任を考慮して、自らの給料カットを行っております。

【委員長】

議題1について職員課から、平成28年度の職員の不利益処分の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

<質疑>

【委員】

セクシャルハラスメントの対象職員とパワーハラスメントの対象職員は別ですか？

【事務局】

セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの対象となった女性職員と、パワーハラスメントのみの対象となった男性職員がいると認定しています。

【委員】

停職という事例は珍しいものですか？

【事務局】

セクシャルハラスメントでの処分やパワーハラスメントによる処分につきましては、確認した範囲では三重県内で初めてのものになりますが、停職の事例自体はまあまああります。

【委員】

この職員は依願退職等はしていますか？

【事務局】

していません。明日から復帰になります。

何かほかにご質問等はございませんか？

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題2の職員団体の登録事項に関することについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回平成 26 年 3 月 27 日に開催された公平委員会以降に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げるものでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されておりますが、平成 26 年度分と平成 27 年度分につきましては説明を省略させていただき、平成 28 年度に提出された分につきましてご説明を申し上げます。

それでは資料 11 ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 6 月 6 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に平成 28 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{やまだひとし}山田 斉さんから健福評議会委員の^{ふるかわまさお}古川雅朗さんまで 32 人となります。

資料 14 ページから 15 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、平成 28 年 5 月 20 日に公示され、同年 6 月 3 日に組合員 359 人のうち 290 人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料 17 ページをご覧ください。こちらは松阪市職員組合の規則の一部改正が平成 26 年 12 月 16 日付けで提出されました。こちらは平成 27 年度からの組織機構改革に合わせて、分会の範囲や名称を改正しているものであります。

続きまして、資料 26 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき平成 29 年 3 月 17 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に平成 29 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{きひらゆきのぶ}紀平幸信さんから特別執行委員の^{ふじたかずひこ}藤田和彦さんまで 28 人となります。

つぎに、資料 27 ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、平成 29 年 2 月 27 日に公示され、同年 3 月 10 日に組合員 1,074 人のうち 985 人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 28 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記

載された 15 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、定期大会で承認されている者になりますので、信任投票の対象となっておりません。今回は、この 15 人を除く 13 人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

なお、規則の改正に関して、平成 29 年度からも組織機構改革がありますが、それに係る規則の改正につきましては今後臨時大会を開催するか、定期大会において改正する予定とのことですので申し添えます。

報告は以上になります。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか?

<質疑>

【委員】

自治労松阪市市民病院職員組合からの役員選出証明書に役職名等が書かれていませんが、役職は無いのですか?

【事務局】

自治労松阪市市民病院職員組合につきましては選挙管理委員会等の組織は作られていないため、役職名は記載されておりませんが、記載の者が選挙の公正な執行の責任者を務めているというものになります。

【委員】

自治労松阪市市民病院職員組合の任期は何年ですか?

【事務局】

規約上は 2 年になっていますが、異動等を考慮して毎年度全員選挙しているというのが実態です。

【委員長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか?

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録

することとします。

続きまして、「議題3の公平委員会規則の改正について」に関して事務局から報告をお願いします。

【事務局】

報告いたします。資料28ページをご覧ください。(1)の規則は平成28年4月1日に施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正により地方公務員法第38条の2が追加されたことに伴い、再就職者、これは市を退職後に営利企業に就職した元職員をいいますが、この再就職者から現職の職員が働きかけを受けた場合に、届出を義務付ける規則を制定する必要が生じたことから、制定したものになります。2条からなる規則で、第1条では再就職者からの働きかけがあった場合の公平委員会への届出について定めている旨の趣旨を、第2条では届出を遅滞なく、様式により提出する旨を定めているものです。

松阪市再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則については以上でございます。

【委員長】

何か質問ありませんか？

<質疑>

【委員】

働きかけのイメージはどういったものですか？

【事務局】

その企業に対して優先的に委託契約を締結するようというようものが典型例になります。

【委員】

企業等に就職していない私人からの働きかけについても対象になりますか？

【事務局】

この規則では対象になりません。

【事務局】

続きまして(2)から(4)の規則の一部改正は同じ理由になりますので、一括してご説明いたします。資料は30ページをご覧ください。この改正は、平成28年4月1日に施行された行政不服審査法の全部改正により制度の再編成が行われたことに伴い、これらの3本の規則の文言を改正しているものになります。

具体的には、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「請求者」に、「判定」を「裁決」に改めて、その他に送り仮名等の表現について所要の改正をしますが、制度趣旨内容の変更はありません。(2)の規則については下から8行

目のおり様式も改正しておりますが、本則部分と同様に文言の改正のみのため、様式部分の資料は省略させていただいております。

行政不服審査法における不服申し立ては、処分庁への異議申し立てを経た後に、その異議に対する決定になお不服がある場合に上級官庁に不服を申し立てるというものでしたが、これが処分庁への審査請求に一本化されたことに伴い、文言の改正を行っています。公平委員会へ不利益処分に係る不服を申し立てることについてはもともと異議申し立てと不服申し立ての二段階では無かったので、文言の改正のみということになります。

(2)から(4)の規則の一部を改正する規則については以上でございます。

【委員長】

何か質問ありませんか。

無いようですので次をお願いします。

【事務局】

続きまして(5)の規則の一部改正は平成 29 年 4 月 1 日付けの組織機構改革により、職名の新設、改廃等が行われますので、これに伴い本規則を改正する必要性が生じたためでございます。その内容についてご報告申し上げます。

資料 62 ページが規則の改正に係る改正文で、65 ページが改正内容に係る新旧対照表になります。65 ページをご覧ください。

今回の組織機構改革により、新しい職名、使用されなくなる職名などが出てきましたので、それに従い現行規則を改正するものであります。

松阪市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正については、以上でございます。

【委員長】

何か質問ありませんか？

<質疑>

【委員】

第 2 条第 2 項を削っている理由を説明してください。

【事務局】

同条第 1 項の改正内容にも関係しますが、地域振興局が出先という扱いだったので、本庁と振興局という組織建てが、平成 29 年度からは振興局が本庁の企画振興部付けとなったことによるものです。

何かほかにご質問等はございませんか？

ありがとうございました。

【事務局】

以上 5 件の規則の制定及び一部改正につきましても、会議が終了した後に委員の皆様

様から決裁を頂戴したいと考えております。

【委員長】

続きまして「議題4の職員相談員の指名」についてですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

職員相談員とは、松阪市職員からの苦情相談に関する規則の第3条に規定された者で、委員会の事務局長はこれに当たることとなっています。ちなみにこの苦情とは、離職に関する苦情及びいわゆる再任用職員の採用に係る苦情を指すことが同規則の第2条で定められています。

【委員長】

事務局から報告がありましたが、人事異動により事務局職員に変更が生じることとなりますので、松阪市職員からの苦情相談に関する規則第3条の規定に基づき中西さんに代わって山口さんを4月1日からの相談員として指名したいと思えます。よろしいですか。

【事務局】

説明を補足いたしますが、公平委員会の事務局を務めております総務課の課長が公平委員会の事務局長を務めているのですが、このたびの人事異動により今の課長の中西が異動になり、変わって山口が課長となることとなりましたので、このことによるものです。

<委員の了承>

それではよろしくをお願いします。続きまして、「議題5の平成29年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成29年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いします。なお、東京で開催されます総会等につきましては、前泊での予算がありますので申し添えます。

なお、全国公平員会連合会東海支部では本市は理事市に、三重県公平委員会連合会では本市は副会長になる年度になりますので、よろしくお願いいたします。

そして、この機会を利用して、各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

【委員】

三重県公平員会連合会は平成 30 年度は松阪市が会長市になるということですか？

【事務局】

平成 30 年度は会長市になり開催市になることとなります。以前はフレックスホテルで開催しましたが、官公庁施設を使っている事例もありますので、予算を見ながら調整することとなります。

<参加する研修会の調整>

【委員】

全国公平員会連合会東海支部では理事市ということですが、事前に役員会があるということですか？

【事務局】

詳細は来ておりませんが、通例によれば総会の日午前中か、前日に役員会が開催されると思われます。委員長が理事ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、各委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【事務局】

先ほど苦情相談員のご指定をいただきましたが、ここで4月1日から総務課長に着任する山口担当監を紹介させていただきたいと思います。

<山口担当監の挨拶>

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。